

魚沼市有機センター 施設周辺環境調査業務委託仕様書

1. 調査目的

魚沼市有機センターの稼動に伴い、環境監視調査を実施し、周辺環境への影響を把握することを目的とします。

2. 生活環境影響調査項目

表 1 に調査項目を示します。

表 1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因	施設の稼動	施設排水の排出	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目				
水質汚濁	生物化学的酸素要求量(BOD)または科学的酸素要求量(COD)		○		
	浮遊物質量(SS)		○		
	その他必要な項目		○		
悪臭	臭気指数(臭気濃度)、または臭気強度			○	
その他	堆肥分析	○			
	放射性物質測定	○			

3. 調査分析項目

3. 1 水質汚濁

3. 1. 1 水質分析項目

環境影響調査と同一の項目とし、生活環境の保全に関する環境基準(河川)に設定された項目及び排水先河川が農業用水として使用されていることから農業(水稲)用水に関連する項目から影響を及ぼすと考えられる項目を抽出しています。表 2 に水質分析項目を示します。

表 2 水質分析項目

項目		環境基準
PH	水素イオン濃度	○
BOD	生物化学的酸素要求量	○
SS	浮遊物質	○
DO	溶存酸素	○
MPN	大腸菌数	○
T-N	全窒素	
T-P	全リン	
流量観測		

3. 1. 2 調査地点

環境影響調査地点を基にするが、一部調査地点を見直し、静水池から放流した下流（No.1 地点）、クロ沢川と増沢川の合流した下流（No.2 地点）、さらに J A 北魚沼園芸特産課事務所裏にある増沢川から吉水地区へ取水している農業用水取水口上流（No.3 地点）の 3 地点とします。調査地点は図 1 に示します。

3. 1. 3 調査時期

調査は 6 ～ 11 月に毎月 1 回実施します。また、調査実施時期は河川が定常状態（平水時）に実施します。

3. 1. 4 調査方法

① 採水方法

採水方法については「水質調査方法」（昭和 46 年環境庁水質保全局）に準拠する。

② 分析方法

分析方法については「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める方法に準拠する。

3. 1. 5 分析の結果の整理

以下の観点から整理をすること。

- ・水質の状況（年平均値等の年間測定結果、現地調査の測定結果）
- ・水質に係る基準等との適合状況
- ・環境影響調査で実施した分析結果と比較し、経年的な推移をみる。

3. 2 悪臭

3. 2. 1 調査項目

調査項目は、臭気指数とする。

3. 2. 2 調査地点

調査地点は、当施設からの悪臭発生状況及び住宅の立地状況を勘案し、悪臭が最も大きな敷地境界及び施設最寄りの住宅脇の計 2 地点を設定する。調査地点は図 2 に示します。

3. 2. 3 調査時期

調査時期は、年 4 回（6 月、7 月、10 月、2 月）で好天微風時に行います。

3. 2. 4 調査方法

調査方法は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年 9 月 13 日環境庁告示第 63 号）に準拠して行います。

3. 2. 5 調査結果の整理

以下の観点から整理する。

- ・悪臭の状況
- ・悪臭に係る基準等との適合状況
- ・環境影響調査で実施した分析結果との比較。

3. 3 堆肥分析

3. 3. 1 分析項目

堆肥分析の項目は堆肥（特殊肥料）届出の際に必要な項目、堆肥の品質推奨基準に係る項目。その他必要な項目について行います。表3に堆肥分析項目を示します。

表3 堆肥分析項目

品質表示／基準／分析項目		全体分析 (2回) 6・11月	簡易分析 (2回) 9・1月	
品質表示項目	堆肥の品質推奨基準 届出に必要な成分分析	全窒素	○	○
		リン酸	○	○
		カリ	○	○
		C／N比	○	○
	堆肥の品質推奨基準	有機物	○	○
品質表示不要項目	堆肥の品質推奨基準	水分	○	○
		E C	○	
各種堆肥の共通な品質基準項目	堆肥の品質推奨基準	ヒ素	○	
		カドミウム	○	
		水銀	○	
	堆肥の品質推奨基準 届出に必要な成分分析	亜鉛	○	○
		銅	○	○
/	届出に必要な成分分析	水分	○	○
		P H	○	○
	届出に必要な成分分析 その他必要な項目	灰分	○	○
		石灰	○	○
		苦土	○	○

3. 3. 2 放射性物質

稲刈後の籾殻を利用して出来た堆肥に放射性物質が含まれているか堆肥1検体を採取して測定します。測定項目は3核種（ヨウ素131、セシウム134、セシウム137）とし、測定時期は堆肥成分分析（簡易）の1月とします。

4. 成果品

当調査の成果はA4版報告書にまとめ、3部提出とします。

5. その他

5. 1 安全管理

現地調査の実施にあたり、調査に係わる作業従事者に調査目的及び作業手順を周知させ、事故等が発生しないよう安全の確保・事故防止に万全を期すこと。

5. 2 疑義

当調査の遂行において疑義等が発生した場合、速やかに担当職員と協議を行い対処すること。

図 1 水質調査・悪臭調査地点

